

【議決版】

「民族共生の象徴となる空間」整備による白老町活性化推進会議

設 立 総 会

平成 25 年 11 月 22 日（金）

16：30～18：00

白老町コミュニティセンター201

次 第

1 開 会

2 白老町長あいさつ

3 議 長 選 任

4 総 会 議 事 **【可決】**

- (1) 報告第1号 「民族共生による象徴となる空間」整備の概要
- (2) 議案第1号 白老町活性化推進会議の設立について（趣旨）
- (3) 議案第2号 白老町活性化推進会議設置要綱(案)について
- (4) 議案第3号 役員を選任について
- (5) 議案第4号 活性化に向けた推進プランと体制の概要について
- (6) 議案第5号 活性化に向けた推進予定（スケジュール）について
- (7) 議案第6号 専門部会の設置について

5 そ の 他

今後、各団体の「幹事会」「部会」のメンバーを照会し、幹事会の開催案内をお知らせする予定。

6 閉 会

「民族共生の象徴となる空間」整備による 白老町活性化推進会議の設立について

1 白老町活性化推進会議の趣旨

「民族共生の象徴となる空間」整備が白老町に決定し、要望してきたロードマップ（スケジュール案）が出されたことから、完成予定の 2020 年（平成 32 年）に向けて、アイヌ文化の理解と普及を前提として、効果を最大限に高めるため、町内における受入れ体制を構築し、町活性化に向けた周辺整備、商業や観光客の拡大、その PR 活動の強化や教育・学習・人材育成の検討を行ない、関係団体の協力によって取組を推進することを目的に、民族共生の象徴となる空間整備による白老町活性化推進会議を設置する。

2 会議の活動内容

- (1) 町内における民族共生の象徴となる空間整備の経過・展望の情報共有を図る。
- (2) 白老町の活性化に向けた構想、推進プラン等を策定する。
- (3) 構想、推進プラン等の策定に向けた調査研究を行う。
- (4) 全体会議や部会等において、事業や取組を決定・推進する。
- (5) 事業や取組の推進において、行政や民間団体等がその特性や能力を発揮して役割を分担して協働する。

3 推進会議の活用

国内で数少ない国立施設が整備されることを受けて、町内の民間と行政、その他関係団体が連携・協力（コラボレーション）する体制により、「オール白老」として全町あげての取組を推進する。このことは、対外的なアピール力とともに、民間の迅速力、活動力、資金力等と行政の情報力、信頼力、調整力等のそれぞれの優位性を掛け合わせる組織力で全町が一体となった活動を展開して活性化をめざす。

4 今後の予定

- (1) 幹事会による活性化推進構想の検討。
- (2) 専門部会による対象事業、取組等の取りまとめ及び調査研究の対象決定。
- (3) 活性化推進プラン（事業・取組・時期）の検討。
- (4) 必要に応じてオブザーバーや参加団体等の拡大。

民族共生の象徴となる空間整備による白老町活性化推進会議設置要綱

(名 称)

第1条 この会は、民族共生の象徴となる空間整備（以下「象徴空間整備」という。）による白老町活性化推進会議（以下「活性化推進会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 活性化推進会議は、白老町内における象徴空間整備の効果を最大限に高めるため、アイヌ文化の理解と普及を前提として、町及び町内事業者等が連携して取組を推進し、地域経済や地域活動の活性化に資することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 活性化推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 推進構想及び推進計画の策定並びに調査研究に関すること。
- (2) 象徴空間整備の効果を最大限に高める取組みの推進に関すること。
- (3) 町及び町内事業者等の連携強化に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 活性化推進会議は、第2条の目的に賛同する団体及び機関等（以下「構成団体」という。）の代表者をもって構成し、別表第1のとおりとする。

- 2 活性化推進会議に別表第2に掲げる組織を置く。
- 3 構成団体は、理事会の承認により、追加することができる。

(役 員)

第5条 活性化推進会議に会長、副会長及び理事を置く。

- 2 会長、副会長及び理事は、構成員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、活性化推進会議を代表し、議事その他会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合はその職務を代理する。
- 5 会長、副会長及び理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議の招集等)

第6条 活性化推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 活性化推進会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。但し、委任状により出席とみなすことができる。
- 3 会長は、必要に応じて第4条の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。
- 4 構成員は、用務の都合等やむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 活性化推進会議は、原則として公開する。

(理事会)

第7条 活性化推進会議の重要事項を決定するため、理事会を設置する。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
- 3 理事会の開催は、会長が招集する。

(幹事会)

第8条 活性化推進会議を効率的かつ円滑に運営するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、構成団体の推薦する者をもって構成する。
- 3 幹事会は、会長の指名する幹事長が招集する。

(専門部会)

第9条 第3条の所掌事項について、専門的な事項の協議等を行うため、必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

- 2 部会は、構成団体の推薦する者をもって構成する。
- 3 部会には、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 部会は、会長の指名する部会長が招集する。

(事務局)

第10条 活性化推進会議の事務局は、白老町総合行政局に置き、総合行政局長が代表する。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、活性化推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

別表第1（第4条関係）

団体または機関名
白老町
白老町議会
白老町教育委員会
白老町商工会
（一般社団法人）白老観光協会
白老町建設協会
（一般社団法人）白老青年会議所
北海道アイヌ協会白老支部
とまこまい広域農業協同組合
（一般財団法人）アイヌ民族博物館
（株式会社）白老振興公社
白老経済懇話会
白老町金融協会
虎杖浜竹浦観光連合会
白老観光商業協同組合
しらおい体験協会
白老ライオンズクラブ
白老ロータリークラブ
白老町校長会
白老町町内会連合会
白老町婦人団体連絡協議会
白老町文化団体連絡協議会
胆振東部森林管理署（オブザーバー）

別表第2（第4条関係）

組織名	構成員
理事会	会長、副会長及び理事
幹事会	構成団体が推薦する者
専門部会	構成団体が推薦する者

「民族共生の象徴となる空間整備」による白老町活性化推進会議

役員名簿

(敬称略)

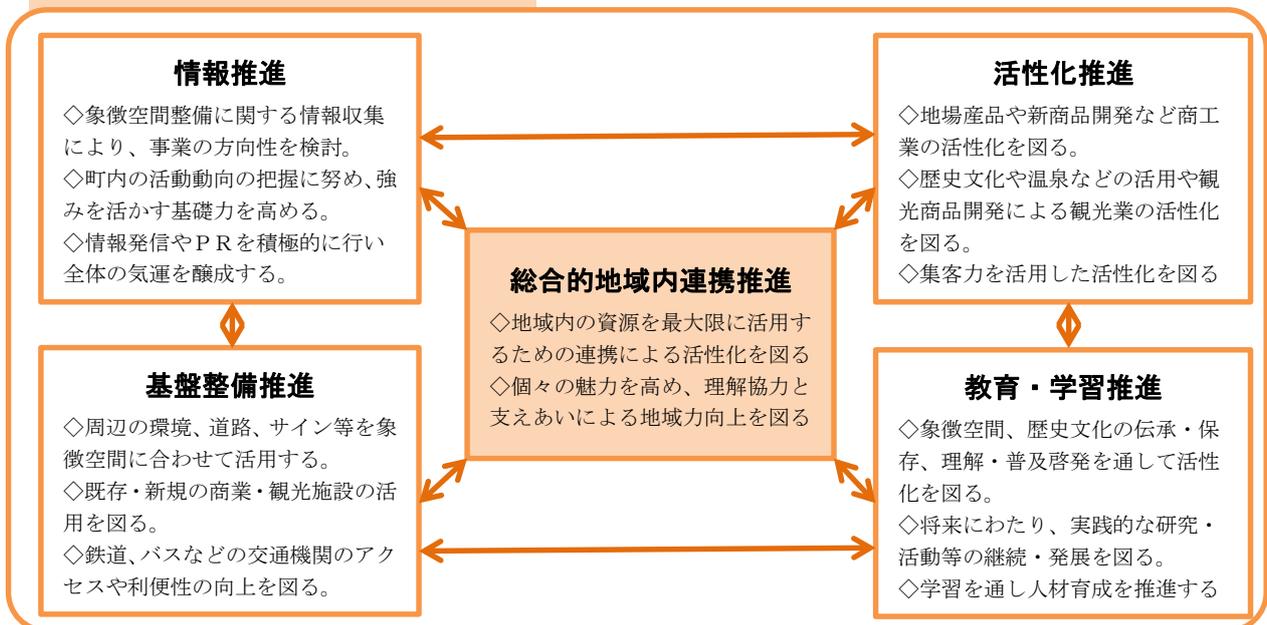
役 職	団体名・職名	氏 名
会 長	白老町長	戸 田 安 彦
副会長	白老町議会議長	山 本 浩 平
	白老町商工会会長	熊 谷 威 二
	白老観光協会会長	中 村 敏 男
理 事	白老町教育委員会教育長	古 俣 博 之
	白老町建設協会会長	清 水 尚 昭
	白老青年会議所理事長	広 地 紀 彰
	北海道アイヌ協会白老支部支部長	野 本 勝 信
	アイヌ民族博物館代表理事	野 本 勝 信

町活性化に向けた推進プランと体制の概要について

策定の趣旨

- 白老町内における象徴空間整備の効果を最大限に高め、地域経済や地域活動の活性化を図るため、官民一体の組織「活性化推進会議」を設立。
- 会議設立の目的を達成するため、取り組みの基本的考え方や方向性を示すものとして「推進構想および推進プラン」を策定。
- プランの推進にあたり、「情報推進」「活性化推進」「基盤整備推進」「教育・学習推進」の4本柱に、プラスして「総合的地域内連携」を重点項目として位置づけ、今後、プランの趣旨に基づく具体的な事業等を協議して推進。

重点項目



取組期間

- **(前期)** 象徴空間整備の**実施設計発表まで**、想定範囲内において構想・プランを定めて取組を着手するとともに、関係機関への要望や事業実施の段取りを十分に協議して進める。
- **(後期)** 開設予定の**平成 32 年に向けて**、重点項目の方向性に沿った取り組みを実施し完成をめざす。
- **(開設後)** 開設後も重点項目により実施する事業効果等を検証し、さらなる活性化をめざす。

推進体制

- 4本柱となる項目ごとに必要に応じて官民が参加する部会を設置し、それぞれが得意分野を生かして取組を推進する。
- 町内のその他団体・機関等との連携により取組を強化・充実する。



活性化に向けた推進予定(スケジュール)

議案第5号

区分	分類	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
目標	ソフト系	推進構想を固める段階	推進プランを固める段階		情報収集・開発段階		PR強化段階		
	ハード系		調査・研究により事業を詰める段階		事業推進・整備段階				
工程表	情報部会	(国)象徴空間整備の基本計画・設計			最大の効果となる推進展開				
			規模決定による波及効果推計			情報発信・PR活動			
	活性化部会		開発推進プラン (商業・観光活性化)		地場商品開発・販路拡大		PR・プロモーション、営業		
				観光商品開発・ルート造成					
	基盤整備部会		整備・建設プラン		実施主体、設計		整備・建設工事		
教育学習部会		学習・人材育成プログラム			理解・普及活動				
			人材育成						
総合的地域内連携		情報発信	構想・プランの検討・理解		多様な参画・協力		多様な担い手活動		

象徴空間整備による活性化・効果拡大

「民族共生の象徴となる空間」整備による白老町活性化推進会議

専門部会

専門部会名	団 体 名
情報推進部会	白老観光協会 、白老町（アイヌ施策推進担当）、白老町議会、白老町商工会、北海道アイヌ協会白老支部、白老経済懇話会、白老町金融協会、白老ライオンズクラブ、白老ロータリークラブ、白老町町内会連合会、白老町婦人団体連絡協議会、白老青年会議所
活性化推進部会	白老町商工会 ②、白老町（産業経済課・営業戦略担当）、 白老観光協会 ②、 白老青年会議所 ②、とまこまい広域農業協同組合、白老振興公社、虎杖浜竹浦観光連合会、白老観光商業協同組合、しらおい体験協会、
基盤整備推進部会	白老町建設協会 、白老町（建設課）、 白老町金融協会 ②、 白老町商工会 ③、 白老観光協会 ③、 白老経済懇話会 ②、 白老青年会議所 ③
教育・学習推進部会	アイヌ民族博物館 、白老町教育委員会（教育課）、白老町校長会、白老町文化団体連絡協議会、 白老町町内会連合会 ②、 白老町婦人団体連絡協議会 ②、胆振東部森林管理署、 観光協会

民族共生の象徴となる空間整備による白老町活性化推進会議設立総会 議事内容（報告）

議案第1号について

- Q 対象となるエリアは、象徴空間を含むのか。
- A 象徴空間は国が主体となり整備を進め、国の会議には町内の委員も参加している。
今回の会議の検討エリアは、受入れとして象徴空間以外の町内全域を想定している。
- Q 国から町活性化の取組に対する補助等をもらえるのか。
- A 国から特定した補助を特になし。既存の国や北海道の補助等を活用する考えはある。
- Q 今回の推進計画と町の既存の各種計画との関係や整合性、優位性の位置づけはどうか。
- A 今回の計画は、整合性を図りながら、新しい計画として、町の計画の位置づけや優先性はありえる。
今後の検討により詳細は整理していきたい。

議案第2号について

- Q 漁業協同組合が参加していないのはなぜか。
- A 参加の勧誘はしたが、当初からの参加は見合わせたい旨の返事をいただいた。今後、必要に応じて参加していきたいとのことである。
- Q 代表者が交代した時は継続性が薄れることがあるのでどのように考えるのか。
- A 団体の代表者が交代した場合は、代表者の「役職」で参加いただく（第4条）ことから、残任期間を引き継ぐこととなる。継続性については、それまでの議論・検討をしっかりと引き継ぐしていただきたい。また、代表者会議のみならず、実務者による「幹事会」も設置するので双方からの情報共有は図られると考えている。

議案第3号について

- Q アイヌ協会と博物館が同一人になるが問題ないか。
- A 団体に選任している関係で、そのようになるが、出席者の調整によりお願いしたい。

議案第4号及び第5号について

- Q 国の動向がわからないと検討できないのではないか。
- A 取組期間を3段階に分けている。1段階目は国の動向が提示されるまでで町として独自の発想や必要性を検討する「構想期間」である。2段階目は国の内容が提示されてから具体的な町の対応を検討し事業を決定して実行に移す期間である。3段階目は開設されてから現実的な必要性などに対応していく期間である。
- Q 国の計画にも関わっていきけるのか。
- A 国の計画には委員参加していることからいち早い情報が得られるし、必要であれば意見をいえる状況である。この会議が直接関わるということではない。

議案第6号について

- Q 事務局は町でやることでよいのか。
- A そのとおり。情報推進はアイヌ担当、活性化推進は産経担当、基盤整備は建設課、教育・学習は教育課とする。
- Q 観光協会は修学旅行も扱っているので、教育・学習部会にも入れていただきたい。
- A 観光協会は教育・学習部会にも所属することとする。
- Q 博物館は伝統文化やデザインなどの観点で、各部会のサポートを行いたい。
- A 博物館は各部会のアドバイザーと位置付ける。

その他

設立にご賛同いただき決定したことから、今後、各団体において「幹事会」と「専門部会」のメンバーを選考していただきたい。その後、まず、「幹事会」の開催を予定することから案内する。

①これまでの経緯

- 平成19年9月 「先住民族の権利に関する国連宣言」が、我が国も賛成して採択。
- 平成20年6月 衆参両院において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択。
- 同日 内閣官房長官談話を発表し、「アイヌの人々が先住民族であるとの認識」及び「有識者懇談会の設置」を表明。
- 平成21年7月 「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会報告」が、「象徴空間の整備」を提言。
- 平成24年7月 アイヌ政策関係省庁連絡会議で「象徴空間基本構想」を決定。
- 平成25年7月 アイヌ政策関係省庁連絡会議で「象徴空間の整備に向けたロードマップ」を決定。(平成25年9月アイヌ政策推進会議で了承)

③ポロト湖畔の土地利用計画(ゾーニング)

① 中央広場ゾーン

- 象徴空間来訪者の玄関口。豊かな自然を体感し、歓迎する場。

② 博物館ゾーン

- 博物館を中心として、アイヌの歴史、文化等を総合的・一体的に展示。実践的な調査研究、伝承者等の人材育成を併せて実施。

③ 体験・交流ゾーン

- 伝統的なコタン(集落)の姿を再現。アイヌ文化の伝承活動や体験学習、国内外の文化との交流等の場。



ポロト湖畔のゾーニング(イメージ)

②象徴空間の位置・機能等

- アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとして、北海道白老町、特に同町ポロト湖畔を中心とする地域に整備。



白老町位置図

- アイヌ文化を多角的に伝承・共有できるよう、博物館、伝統的家屋群、工房等の施設を備え、子供から大人までアイヌの世界観・自然観等を学ぶことができる。

- 象徴空間の6つの機能
- ① 展示・調査研究機能
 - ② 文化伝承・人材育成機能
 - ③ 体験交流機能
 - ④ 情報発信機能
 - ⑤ 公園機能
 - ⑥ 精神文化尊重機能



ポロト湖畔とアイヌの伝統的家屋

④今後の取組・検討課題等

象徴空間の整備に向けては、公開予定を平成32年度(2020年度)と設定したロードマップに基づき、今後、以下のような事項について取り組む必要がある。

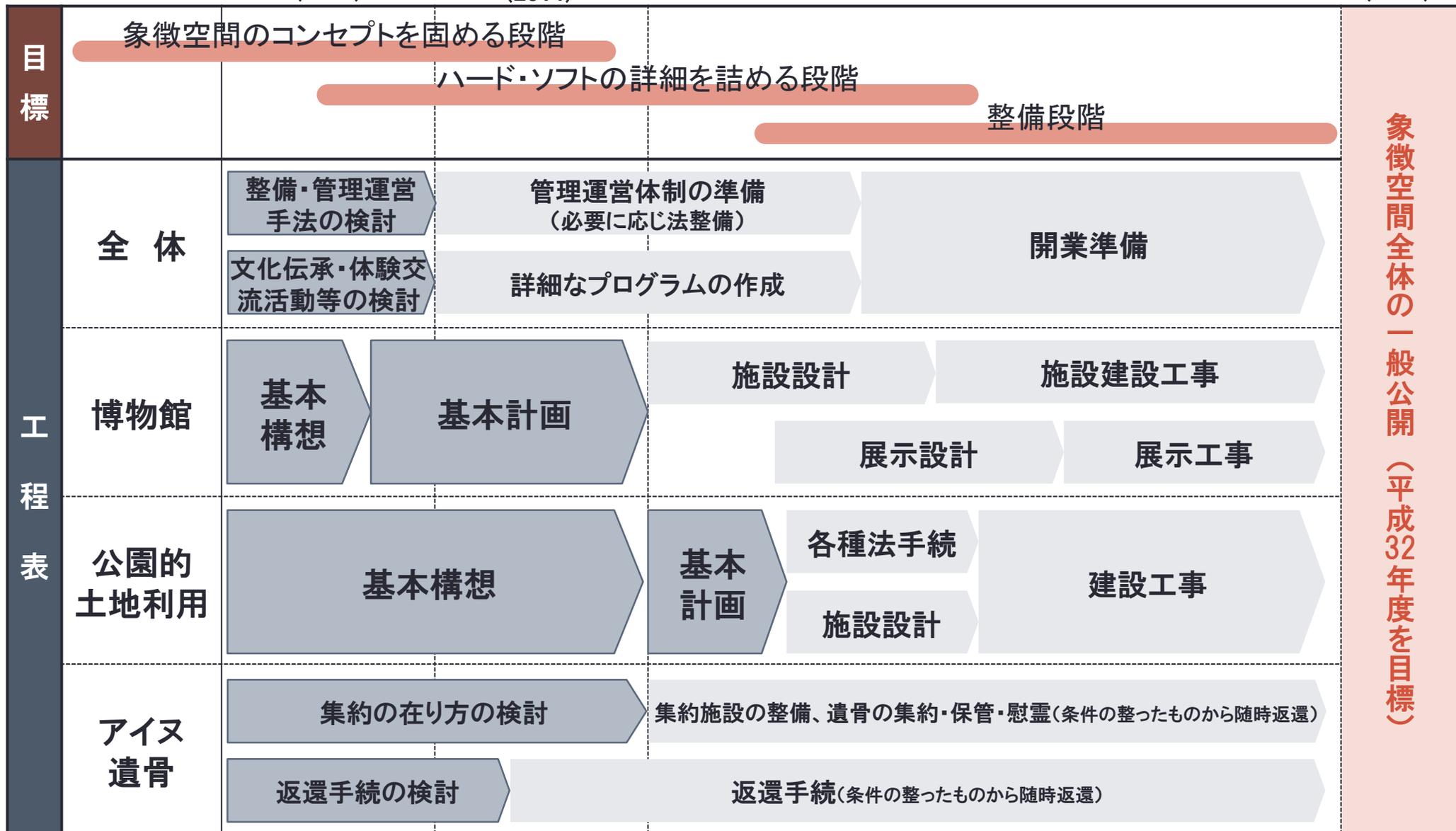
- 平成25年度中を目途に、象徴空間の整備・管理運営手法の在り方について一定の結論を得る。
- 平成26年度に、博物館の基本計画、博物館周辺の公園的土地利用の基本構想及びアイヌの伝統等に係る体験交流等活動の基本計画を策定する。
- アイヌ遺骨の返還・集約への進め方等について検討を促進する。

象徴空間の整備に向けたロードマップ

平成25年度
(2013)

平成26年度
(2014)

平成32年度
(2020)



象徴空間全体の一般公開(平成32年度を目標)